

名古屋市達第20号

子ども青少年局
東部児童相談所

名古屋市東部児童相談所処務規程（平成30年名古屋市達第27号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 相談所に次の組織を置く。 (略) 所長 補佐（相談調整） (略) 2・3 (略)	第3条 相談所に次の組織を置く。 (略) 所長 補佐（相談調整） <u>所長 補佐（相談援助統括）</u> (略) 2・3 (略)

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。